可決した意見書

議会は地方自治法第99条の規定に基づき地方公共団体の公益に関する事件について意見書を提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として内閣総理大臣及び関係省庁などに送付しました。

障害者の民間社会福祉施設や在宅サービスに対する県単独補助金制度の維持向上に関する意見書

障害者の福祉サービスは、現行の措置制度にかわる、障害者の自己決定・自己選択を尊重し利用者本位の考えに立つ新しい仕組みとして、平成15年４月から支援費制度に移行するところである。

しかしながら、サービスの質の向上を担保する支援費の基準額については、厚生労働省から暫定的な額が示されているものの、現行の措置費の水準より向上するかどうかは、現在のところ不明な状況にある。

神奈川県はこれまで、サービス水準の維持向上のため、障害者福祉施設等に対して、独自に県単独の補助を行い、支援をしてきたところである。

支援費制度への移行に当たって、国の支援費水準の向上が不明な状況の中、障害者やその保護者からは、県の財政状況の悪化により補助金が減額され、今より手をかけてもらえなくなるのではないかという不安の声が広がっており、また障害者福祉施設の経営者からは、サービスの低下につながる補助金削減は認められないという声も上がっている。

よって、神奈川県におかれては、障害者福祉サービスの現行水準を低下させることのないよう、民間社会福祉施設運営費及び在宅サービスに対する県単独補助金制度の維持向上を図られるよう強く要望する。

外国籍船舶に対する税関検査の強化に関する意見書

現在、税関検査は、関税等の適正な徴収を確保するという面だけではなく、覚せい剤などの不正薬物やけん銃等のいわゆる社会悪物品の密輸の取り締まりを通じて、犯罪行為の未然防止という側面からも大きな成果を上げており、我が国の国際化が進む中で、人や物の交流が著しく増大している状況から、その役割はますます重要となっている。

しかしながら、新潟港等に来航している北朝鮮国籍の船舶に関しては、税関当局による検査体制の不備が指摘されているところであり、こうした事態を放置することは、関税徴収の面における我が国の不利益はもとより、犯罪行為防止の観点から国民生活に大きな不安をもたらしかねない問題であると言わざるを得ない。

よって政府におかれては、公正な貿易秩序の維持のために、外国籍船舶に対する税関検査をより一層強化するよう強く要望する。

容器包装リサイクル法の見直しを求めることに関する意見書

1997年に施行された容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）では、容器包装廃棄物を地方自治体が収集・運搬・保管し、製造者がそれを引き取り、再商品化することを義務づけており、それぞれが役割に応じた費用を負担する仕組みとなっている。

しかし、地方自治体が負担している収集・運搬・保管等の費用は、事業者が負担している再商品化費用のおよそ２倍にもなっており、分別収集に取り組む地方自治体の財政を圧迫しているのが実情である。このままでは、大量廃棄にかわる大量リサイクルに、際限なく地方自治体の税金を使い続けることになる。

容器包装の中でもペットボトルは生産量が急激に増加しており、リサイクル率が向上しているにもかかわらず、廃棄量が増加するなど、容器包装リサイクル法が目的としている廃棄物の発生抑制及び減量の効果は十分に上がらず、逆に環境負荷の低いリターナブル容器の使用量減少に拍車をかけている状況にある。

これらのことは、収集から再商品化までの総費用が製品価格に適正に内部化されていない現行制度に起因するものである。

よって、国会及び政府においては、循環型社会形成推進基本法で規定している発生抑制・再使用・再生利用の優先順位及び拡大生産者責任の原則を徹底するため、次のとおり容器包装リサイクル法の早急な見直しを行うよう強く要望する。

1　容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、拡大生産者責任をより徹底・強化し、地方自治体が負担する収集・運搬・保管を含むリサイクル費用を法が定める特定事業者の負担とすること。

2　リサイクルよりも発生抑制、再使用を推進するさまざまな経済的手法の制度を法制化すること。

アライグマ タイワンリス 餌付け禁止条例を否決

市民・専門家の意見を聴く

十二月二十六日の本会議において、平成十四年九月定例会に議員四名から提出され、継続審査となっていた「鎌倉市アライグマ及びタイワンリスの餌付けを禁止し良好な生活環境及び自然環境を保全する条例」を制定するための議案を多数の反対により、否決しました。

【条例の内容】

この条例の内容は、近年、鎌倉市及びその周辺自治体において野生のアライグマ及びタイワンリスによる生活被害などが増加するとともに自然生態系に悪影響を及ぼしていることから、これらの動物に食物を与えることなどを禁止し、本市の良好な生活環境及び自然環境を保全するための必要な事項を定めようとするものであり、平成十五年四月一日から施行しようとするものです。

【これまでの経過】

この議案は、平成十四年九月定例会において、建設常任委員会（以下、委員会）に審査が付託されましたが、市民に一定の規制を加える条例であり、専門家や市民の意見を聴くなど議会としてより慎重な審査をすべきであるという観点から継続審査としました。

その後、閉会中の十月十五日及び同月二十二日には参考人（**※文末参照**）の人選等について協議し、十一月二十二日には参考人として市民及び専門家の出席を求め意見を聴取し、質疑を行いました。

【十二月定例会での審査等】

委員会では、餌付け禁止が果たして有効に機能するのか、市民の活動や生活に与える影響はどうか、本条例の制定が根本的な解決策となるのか、本条例が市民や専門家の意見を十分反映した内容になっているのかなど、さまざまな観点から審査を行った結果、次のような意見に分かれました。一つは、餌付けを禁止することが根本的な解決策にならないとしても、現状のさらなる悪化を避ける意味で有効であり、市民に餌付けの禁止等の意識付けをすることが将来に向けての第一歩であるという観点から本条例に賛成であるというものです。また、もう一つは、移入種の発生を止めることが最初にとるべき対策であり、そのためには、広域的な対応や飼い主への責任を明確にする必要があることや、餌付けを禁止することによって繁殖力は減少するが、根本的な解決にはならないということなどから、本条例に反対というものです。

委員会では、採決の結果、多数の反対により否決しました。

十二月二十六日の本会議において委員長から委員会における審査結果が報告され、討論に続き、採決に入り、委員会の結果と同様に、多数の反対により否決しました。

議案に対する賛否の状況は次のとおりです。

【賛成】民政クラブ、ネットワーク鎌倉、無所属（うち一人）

【反対】日本共産党、鎌倉同志会、公明党、改革鎌倉、無所属（うち一人）

※参考人…地方自治法で、議会の委員会は調査や審査のため、参考人として利害関係者や学識経験者等に出席を求め、意見を聴くことができるとしています。

建設常任委員会で参考人の意見を聴取

全協報告 後期実施計画の見直し

十二月二十六日の今定例会閉会後、議会全員協議会を開催し、市から「第三次鎌倉市総合計画後期実施計画の見直しについて」の報告を受けました。後期実施計画は、平成八年度から計画期間を十年間としてスタートした基本計画のうち、平成十三年度から平成十七年度までの五カ年を計画期間としたものであり、予算編成や事業実施の指針となっているものです。

市では、後期実施計画について、長引く景気の低迷による市税収入の減収などにより、当初計画時の財政状況の見通しと大きな差が生じているとしました。また、少子化対策、ごみ処理や減量化・資源化対策、腰越広町緑地の保全など市政の重要課題について具体的な対応策が求められるなど、計画を推進する環境が大きく変化したとし、平成十五年度から平成十七年度までの三カ年について、計画の見直しを行ったと報告しました。

さらに、見直し後の計画を達成するためには、三カ年で約三十八億円の財源不足が見込まれるとし、この不足分の解消のため、人件費の削減や事務事業のさらなる見直しなど歳出の縮減に努めるとともに、都市計画税の見直しや特定財源の活用など歳入の確保に努める財政計画を策定し、計画の実現を図るとしました。なお、見直し後の後期実施計画の総事業数は二百七十三件となり、そのうち新規事業は十二件、削除した事業は十五件、見直した事業は九十六件であると報告しました。

【新規事業の主なもの】

◇「エコアクション21」の普及促進◇文化・教養施設整備計画の策定及び実現方途の検討◇ごみの自区外処理◇子育て支援の充実◇移動円滑化基本構想に基づく道路特定事業など

【削除した事業の主なもの】

◇粗大ごみ補修・展示施設の開設◇鎌倉臨海学園活用整備事業◇新中央図書館の検討◇市営住宅の管理（今泉住宅）◇市役所庁舎機能の検討など

【見直した事業の主なもの】

◇（仮）川喜多記念館建設事業◇腰越広町の保全・整備◇ごみの分別収集システムの運営◇ダイオキシン類削減対策◇福祉タクシー券・ガソリン券の交付◇大船駅西口整備事業など

会派の動き

改革をすすめる会（一人会派）及び温故知新鎌倉（一人会派）が解散し、それぞれの会派に所属していた伊藤玲子議員及び松尾崇議員が改革鎌倉（代表は伊藤玲子議員）を平成十四年十一月一日、結成しました。

委員会構成の変更

委員会の構成が次のとおり変更になりました。

〈議会運営委員会〉

和田猛美議員が委員を辞任し、松尾崇議員を選任しました。

〈議会広報委員会〉

新たに、松尾崇議員を選任しました。

昨年は、議員の不祥事や国政の混迷から、議会や議員は国民の信頼を失いました。

ある新聞社のアンケート調査によると、重要な案件は住民投票で決めたいと考えている人が過半数いるそうです。

また、市政を市民みずからが変えていこうとする市民参画の動きが活発です。議会に陳情を出したり、委員会の傍聴をするなど、市民の生活にかかわる政策が議会でどのように決定されるのかに関心を寄せ、そのプロセスに深くかかわろうとする積極的な市民がたくさんいらっしゃいます。この住民意識の高まりを大事にし、住民と議会との距離感を少しでも埋めることができたらと思っています。

今年も議会だよりの紙面を通じて、わかりやすく議会の情報をお届けできるように工夫いたしますので、ご意見をお寄せください。

議会広報委員会

委員長　中村聡一郎
副委員長　三輪裕美子
委員　大石　和久
委員　髙橋　浩司
委員　松尾　崇
委員　小田嶋敏浩